

平成24年6月13日

全鉄筋発第047号

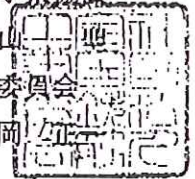
(社) 全国鉄筋工事業協会 会員 各位

(社) 全国鉄筋工事業協会

会長 内山

技術・教育訓練委員会

委員長 館岡

**現場常駐の主任技術者(鉄筋工事)の資格要件について**

前略、常日頃は当協会の活動に対しまして、ご協力を賜り感謝しております。

さて、標記の件につきある会員からの質問がありました。国土交通省土地・建設産業局建設業課に照会したところ、下記の回答がありました。

現場の主任技術者の資格要件は、建設業許可の資格要件と同じであり、技能検定における「鉄筋組立作業」及び「鉄筋施工図作成作業」の両方が必要である。

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1級組立+1級施工図の場合 | 実務経験不要 |
| 1級組立+2級施工図の場合 | 鉄筋工事で3年以上の実務経験が必要 |
| 2級組立+2級施工図の場合 | 鉄筋工事で3年以上の実務経験が必要 |

*等級区分が「2級」の場合は鉄筋工事で3年以上の実務経験が必要

いずれにしても、「鉄筋組立作業」+「鉄筋施工図作成作業」の両方が必要。

なお、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(躯体)保持者については、現場常駐の主任技術者の資格要件はそのまま満たします。

各現場で作成・保管する「施工体制台帳」については、運用に厳格さが要求されていることをご承知のことと思います。そこに記入される主任技術者の資格要件についても、黙認されているだけであり、ひとたび何かの事件に会えば、その責任は我々に直接に課せられます。正直申し上げれば、今からでも遅くありません、上記の体制を組合の目標として確認、準備をお願いいたします。

早々